

船指監第 2 5 7 4 号  
平成 2 9 年 3 月 1 3 日

通所介護事業所 管理者 様  
地域密着型通所介護事業所 管理者 様

船橋市 指導監査課長

### 通所介護の事業所での鍼灸等の実施について

日頃から、本市介護保険事業運営についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、平成 2 9 年 3 月 2 日付で保健所総務課長より、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に基づく施術（以下「鍼灸等」とする。）について、別添のとおり周知依頼がありました。

原則、鍼灸等を実施するには、専用の施術室を設ける等施設基準を満たした上で保健所に届出が必要になります。

なお、鍼灸等の専用の施術室を設けた場合、当該専用の施術室は通所介護事業所ではないことから、原則当該専用の施術室を通所介護のサービスで利用することは出来ません。

以上のことから、鍼灸等を通所介護のサービスとして実施することは、原則できないと考えますので、ご留意ください。

鍼灸等に係る届出及び施設基準の詳細については、船橋市保健所総務課にお問い合わせください。

#### **鍼灸等に関するお問い合わせ先**

船橋市保健所 総務課 医事薬事係

TEL 0 4 7 ( 4 0 9 ) 3 7 5 9

#### **通所介護に関するお問い合わせ先**

船橋市福祉サービス部 指導監査課 指導監査第三係

TEL 0 4 7 ( 4 3 6 ) 2 7 8 2

別添

保総第1939号

平成29年3月2日

指導監査課長 様

保健所総務課長

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び  
柔道整復師法に基づく届出について（周知依頼）

通所介護の事業所において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に基づく施術を行う場合は保健所に開設の届出が必要となります。

つきましては、通所介護事業所に周知していただきますよう、お願いいたします。

なお、施術所を開設するには専用の施術室を設ける等施設基準がありますので、詳しくは船橋市保健所にお問い合わせください。

保健所総務課医事薬事係  
TEL047-409-3759